

自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設整備補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、自然エネルギー発電施設（以下「発電施設」という。）の立地を促進し、もって本県におけるエネルギーの地産地消を推進するために、発電施設を整備する民間事業者が、県内において発電施設を整備する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電事業者 県内に発電施設を導入する民間企業、法人格を有する団体、その他知事が適当と認める者をいう。
- (2) 固定資産 発電施設の整備に必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産をいう。

(補助金申請者)

第3条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者又はこれに準じる者として知事が特に認める者とする。

- (1) 補助事業を行う事業者の事務所又は事業所が徳島県内にあること。
- (2) 第2条第1号に規定する発電事業者であること。
- (3) エネルギーの地産地消の推進に寄与するものであって、別表1に定める規模であること。
- (4) 採算性が確保されており、事業が安定的かつ継続的に行われる見通しがあること。
- (5) 県内企業への工事優先発注、県内産及び県内企業から調達した資材の優先使用を行うこと。
- (6) 自然エネルギー発電施設を活用した普及啓発に関する協定を締結できること。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助金の額及びその限度額は、別表2のとおりとする。

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発電施設整備計画書（様式第2号）
- (2) 用地の取得又は賃貸借に関する書類（土地の登記簿謄本、賃貸契約書等）
- (3) 施設所在地付近の位置図
- (4) 施設的设计書及び図面
- (5) 着工前写真
- (6) 会社概要（会社の沿革、発電事業の実績を含む。）、会社定款及び登記簿謄本（個人事業所の場合は住民票）

- (7) 直近の3事業年度の財務諸表
 - (8) 納税証明書（都道府県税、消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの）
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第3条の知事の定める期日は、知事が特に認めるものを除き、別に定める各公募期間終了までとする。

（委員会）

- 第6条 知事は、規則第4条に規定する調査を行うため、自然エネルギー立県とくしま推進事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の業務、組織、その他必要な事項は、知事が別に定める。

（補助金の交付の条件）

- 第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は補助金の交付の決定の条件となる。

（軽微な変更）

- 第8条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なもので、補助金の申請額に変更を生じないものとする。

（変更の承認の申請等）

- 第9条 補助事業者が当該事業に係る計画を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 変更（中止・廃止）後の発電施設整備計画書（様式第2号）
 - (2) その他知事が必要と認める書類

（操業開始の届出）

- 第10条 補助事業者は、当該事業の操業を開始したときは、当該操業の開始の日から10日以内に、操業開始届（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

（実績報告書等）

- 第11条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。
- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業概要説明書（様式第6号）
 - (2) 施設の図面
 - (3) 投下した固定資産に係る契約書（納品書）、仕様書及び支払代金領収書の写し
 - (4) 竣工写真
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第11条の規定による実績報告は、当該発電事業の操業開始の日から3か月以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日まで（第3条の知事が特に認めた者にとっては、知事が別に定める日まで）にしなければならない。

(補助金の請求)

第12条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第7号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第13条 知事は、前条の補助金請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(書類の保管)

第14条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、規則第4条の規定による補助金の交付決定の日から10年又は当該建物等に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定められている耐用年数のいずれか短い期間をいう。

3 規則第17条第2号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が50万円未満のものをいう。

4 補助事業者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下「処分」という。)に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

5 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(消費税等仕入控除税額の報告等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除額報告書(様式第9号)を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(データの提供等)

第17条 補助事業者は、知事の求めに応じて、発電施設に関するデータの提供を行うとともに、発電施設の公開に努めなければならない。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(徳島県自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 徳島県自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金交付要綱（平成24年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、既に旧要綱に基づき申請を受理したものに対する補助金の交付については、旧要綱は、この要綱の施行後も、なお、その効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に旧要綱に基づき申請を受理したものに対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

小水力発電施設	200kW未満
---------	---------

別表2（第4条関係）

補助対象経費	補助率又は補助額	限度額
発電施設を整備するために要する経費。ただし、用地取得費及び系統連系に要する経費を除く	投下した固定資産の額に100分の25を乗じて得た額以内。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする	1発電事業者当たり1,800万円
発電施設と併せ、蓄電池を導入するために要する経費。		

補助条件

- 1 形式的に申請者が異なる場合でも、第2条第1号の申請者、発電事業者（出資、役員の関係性等）、土地の所有者等の状況から、実態として同一の事業者が行っていると見なされる案件については、補助金の額を合算して「1発電事業者」の限度額を適用することがある。
- 2 「1発電事業者」が補助金を申請できる回数は同一年度内に1回限りとする。

徳島県知事 殿

（申請者） 所在地
名 称
代表者名

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名 年度自然エネルギー立県とくしま推進事業（発電施設整備）
- 2 交付申請額 金 円
- 3 事業の目的

- 4 企業の概要
 - (1) 設立年月日

 - (2) 資本金

 - (3) 従業員数

 - (4) 業 種

発電施設整備計画書

名 称

1 工期

施設名		着工（年/月）	完了（年/月）	備考
設備・機械等				
系統連系工事 ※補助対象外				

2 施設整備費用

施設名		規格・数量 （単位）	金額 （単位：円）	左のうち 工事費・諸経費
設備・機械等				
		小 計		
系統連系工事負担金 ※補助対象外				
合 計				

3 資材等調達計画

施設名	主な資材の製造業者及びその所在地	主な資材の納入業者及びその所在地	主な施工業者及びその所在地
設備・機械等			

※ 県内企業でない場合は、その理由を記載してください。

4 資金調達計画

(単位：円)

自己資金		
自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金		
借入金	金融機関 ()	
	金融機関 ()	
	その他 ()	
	小計	
合計		

徳島県知事 殿

所在地
名称
代表者名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業の変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 年度自然エネルギー立県とくしま推進事業（発電施設整備）
- 2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 変更（中止・廃止）の内容
- 4 変更（中止・廃止）しようとする事由
- 5 関係書類
 - (1) 変更（中止・廃止）後の発電施設整備計画書（様式第2号）
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 6 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

徳島県知事 殿

所在地
名称
代表者名

操業開始届

補助事業に係る操業を開始しましたので、自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設整備補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出します。

1 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

2 操業（事業）開始年月日

3 事業の概況

4 関係書類

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条第1項の規定による電気事業者との特定契約書の写し（該当する場合のみ）

5 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

徳島県知事 殿

所在地
名称
代表者名

実績報告書

補助事業が完了したので、自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名 年度自然エネルギー立県とくしま推進事業（発電施設整備）

2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 事業内容

発電施設の種類	小水力発電施設	発電出力	k W
蓄電池導入の有無	1 有り 2 無し		
施設の名称			
施設の所在地			
敷地面積	m ²	施設用地の取得日又は貸借期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	操業開始年月日	年 月 日
投下固定資産額 (補助対象額)	円		

4 関係書類

- (1) 事業概要説明書（様式第6号）
- (2) 施設の図面
- (3) 投下した固定資産に係る契約書（納品書）、仕様書及び支払代金領収書の写し
- (4) 竣工写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

事業概要説明書

名 称

1 工期

施 設 名		着工（年/月）	完了（年/月）
設 備 ・ 機 械 等			
系統連系工事 ※補助対象外			

2 施設整備費用

施 設 名		規格・数量 （単位）	金 額 （単位：円）	左のうち 工事費・諸経費
設 備 ・ 機 械 等				
	小 計			
系統連系工事負担金 ※補助対象外				
合 計				

3 資材等調達状況

施設名	主な資材の製造業者及びその所在地	主な資材の納入業者及びその所在地	主な施工業者及びその所在地
設備・機械等			

※ 県内企業でない場合は、その理由を記載してください。

4 資金調達状況

(単位：円)

自己資金		
自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金		
借入金	金融機関 ()	
	金融機関 ()	
	その他 ()	
	小計	
合計		

様式第7号（第12条関係）

受理日付印

補助金請求書

請求日 年 月 日

徳島県知事 殿

請求者
住 所
氏 名
(法人名及び代表者名)

右の金額を 請求します。	請求 金額							円
-----------------	----------	--	--	--	--	--	--	---

摘 要	
補助事業名	年度 自然エネルギー立県とくしま推進事業（発電施設整備）
補助指令金額	
補助指令年月日	年 月 日
補助指令番号	徳島県指令 第 号
補助額	既受領額
	今回請求額
	残 額
請求区分	1 精算

口座振込先 金融機関名（ ） 店舗名（ ） 預金種別（1 普通 2 当座 9 その他）							
口座番号 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> (右づめ)							
口座名義 (カタカナ書き) ()							

発行責任者及び担当者

	氏 名	連絡先
発行責任者		
担当者		

徳島県知事 殿

所在地
名称
代表者名

財産処分承認申請書

自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設補助金交付要綱第15条第4項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 補助金の交付決定の年月日及び指令番号
- 3 処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理由	方法	処分価格（円）

※ 財産の名称の区分は、様式第6号に準じて記載してください。

- 4 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

徳島県知事 殿

所在地
名称
代表者名

消費税等仕入控除額報告書

自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設補助金交付要綱第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定通知の年月日
年 月 日 第 号
- 2 補助金額（確定額）
金 円
- 3 補助金の確定時における消費税等仕入控除額
金 円 （A）
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除額
金 円 （B）
- 5 補助金返還相当額
金 円 （B）－（A）
- 6 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

添付書類

- (1) 積算の内訳等
- (2) 消費税及び地方消費税額の申告書の写し